

V 業務に関すること

- 1 繁忙期(年末年始)のみならず、祝祭日に「ごみ減量推進課」の職員(技能労務職員)が管理センターで業務できるようにすること。
- 2 東西管理センターの管理班長に、庁舎内ネットワーク(ガールーン)対応のパソコンを貸与すること。
- 3 夏季休暇時のアルバイト人員数については、業務が円滑に遂行できるよう適正な人員を確保すること。
- 4 東西管理センターの主査以外の分別指導班については、職員のスキルアップや指導業務の経験を図る観点から1年から2年周期での内部異動を行うこと。
- 5 病気休職など長期休職者が発生した場合については、業務に支障が生じないよう早急に代替人員を確保すること。

VI 人事に関すること

- 1 ごみ減量推進課に配属されている班長級主査については、既に技能労務職の業務内容とはかけ離れていることから、管理主査に昇任させること。
- 2 乳幼児・要介護者等を抱える職員については、育児・介護休業法26条(労働者の配置に関する配慮)に則り、家庭環境ならびに職員の健康に十分考慮した職場配置とすること。

VII 労働協約について

- 1 人事異動については管理運営事項であるが、2015年度に東西管理センター所長と組合が交わした確認書を順守すること。
- 2 労働協約ならびに事前協議制度については、年度当初に各所属長に対し文書をもって周知徹底させ、守らせること。特に労働条件については、労使対等の原則に基づき誠実な交渉によって決定すること。

感染症対策 職場要求書

～金沢市施設管理課・課長 東部環境エネルギーセンター・所長へ提出～

施設管理課課長:6月中旬～下旬予定 東部環境エネセン:6月中旬～下旬予定






I 新型コロナウイルス対策について

- 1 東部環境エネルギーセンター管理棟の1階および2階のトイレについては、見学者等の使用も考慮し、すべて洋式トイレとし、あらゆるウイルス(コロナ・ノロ)の流行による非接触ニーズの拡大の背景から、すべての手洗い場の蛇口を自動水栓化とし、エアードライヤーまたはペーパータオルか、それに代替する物品を備え付けること。
また、すべてのトイレにアルコール消毒液を備え付けること。
- 2 コロナ対策のため、東部環境エネルギーセンターの中央制御室等の窓に網戸を設置すること。
- 3 コロナ対策のため、東部環境エネルギーセンターのホッパー階(炉室3階)等の出入りにエアシャワー室を設けること。
- 4 新型コロナウイルスの感染者が急拡大しており、職場内クラスターを防ぐ観点から両環境エネルギーセンターにサーモグラフィカメラ(非接触型検知器)を配置し、全職員に検温を義務付け、一定数の数値(37.3℃)を超えた場合は強制的に帰宅させるようにすること。
また、簡易式PCR検査キットを両環境エネルギーセンターに常備し、全職員に1ヵ月に1回周期で検査させること。

II 施設に関すること

- 1 施設の設備(空調・放送設備等)・備品については、故障等があった場合については修理・交換など迅速な対応を図ること。
また、洗濯機の洗濯槽を洗浄する洗浄剤を備えること。

III 業務に関すること

- 1 病気休職など長期休職者が発生した場合については、業務に支障が生じないよう早急に代替人員を確保すること。

IV 安全衛生・貸与品に関すること

- 1 熱中症対策に資する物質(クールベスト等)を確保すること。
- 2 保守点検業務において、暗い箇所での作業や排水設備での槽の清掃作業があることから、ヘルメット装着LEDライトを寄与すること。
- 3 安全長靴を支給すること。

◎日本人の平均体温:36.89度

新型コロナウイルスを含めた感染症法が示す37.5度以上は『発熱』の届け出基準であり、あくまでも目安です。発熱等の状態が4日以上続けば、必ず専門機関に相談の上で「医師の判断」によりPCR検査等となります。
現在、学校等では本人が37.3度以上の発熱がある場合は『発(登)校停止』公欠扱いとなっておりますが、医学書等の発熱に関する記載に原因不明熱の定義として、体温「38.3度」以上の発熱が3週間以上続く強い症状がある場合は書かれてはいますが、『～度以上を発熱とみなす』的な定義はありません。
息苦しさ(呼吸困難)、強い息さ(倦怠感)、高熱(38.0度以上)等の何れかの症状がある場合 = 『休職』が正しい判断

Point

「班別集会」における貴重な御意見・御要望を頂き3年ぶりに要求書提出!!

各職場での『班別集会』への参加
貴重な御意見有難う御座いました!!



石川県内も新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化するなかで、私たち自身にも感染リスクが高まり、濃厚接触は勿論、様々な感染予防対策を講じながら、日々の市民サービスの向上を第一に考える姿勢による職務遂行に全力で臨んでいます。

今年度に入って、4月より順次各職場内で開催されました「職場討議」から、多くのご意見・ご要望等を頂いた旨を総評させて頂き、約3年ぶりになります『職場要求書』を西部管理センターが5月27日(木曜)に、東部管理センターが5月31日(月曜)にそれぞれ直接「書面」による提出となり、金沢市従労組(四役)が代表し、誠意ある回答を求め組合員の皆さまの総意として、以下に掲載する内容での要求を東・西管理センター各所属長に対し行いました。

なお、この職場要求書に関する交渉(回答)日程等につきましては"6月中旬～下旬"頃を予定しておりますので、交渉内容に関しましては、随時皆さまにご報告をさせていただきます。

職場要求書 ～東・西管理センター各所属長へ提出～

西部管理センター:5月27日(木曜) 東部管理センター:5月31日(月曜)

I 人員について

- 1 災害発生時の対応や感染症への対応など緊急時に限らず、通常時においても現業職員が地域事情に応じて様々な役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供していることから、現状の人員体制を定数化するよう環境局ならびに人事課へ強く申し入れること。
- 2 今年度の東西管理センターの主査人員は昨年度より3名減少しており、両管理センターの業務バランスを鑑みた場合、少なくとも偶数人員が適当であることから、主査の定数を34名体制に戻すよう人事当局へ強く申し入れること。

II 新型コロナウイルス対策について

- 1 東西管理センターのトイレについては、あらゆるウイルス(コロナ・ノロ)の流行による非接触ニーズの拡大の背景から、すべての手洗い場の蛇口を自動水栓化とし、エアードライヤーまたはペーパータオルか、それに代替する物品を備え付けること。
また、すべてのトイレにアルコール消毒液を備え付けること。
- 2 東西管理センターの事務所内における人口密度が高いことから、各種ウイルスの感染予防の観点から、事務所のキャパシティ(許容範囲)に応じた空気清浄機を備え付けること。
- 3 新型コロナウイルスの感染者が急拡大しており、職場内クラスターを防ぐ観点から東西管理センターにサーモグラフィカメラ(非接触型検知器)を配置し、全職員に検温を義務付け、一定数の数値(37.3度)を超えた場合は強制的に帰宅させるようにすること。
また、簡易式PCR検査キットを管理センターに常備し、全職員に1ヵ月に1回周期で検査させること。



III 施設に関すること

- 1 施設の設備(空調・放送設備等)・備品(乾燥室の洗濯機等)については、故障等があった場合については修理・交換など迅速な対応を図ること。
また、洗濯機の洗濯槽を洗浄する洗浄剤を備えること。



IV 車両に関すること

- 1 東西管理センターおよび西部環境エネルギーセンターで行っている「自己搬入ステーション」での、収集運搬業務や近年頻発している、あらゆる災害などにおいて許容量が大きく、以前から使用している7.3㎡車両が必要であり、確実に回収を行っていくためには必要不可欠であることから、最低でも西部管理センターに4台、東部管理センターに2台を継続して更新すること。
- 2 バックアイカメラが未装着の車両について、ダンプ車も含め全車搭載すること。
- 3 タイヤチェーンの更新については、段階的に消防車両が使用しているものを採用すること。



第179号
発行2021年6月15日
金沢市従労組 情報宣伝部